

12月5日発表概要

英国の障害者雇用支援の近年の状況

日本障害者リハビリテーション協会 寺島彰 2019年12月5日「海外状況整理部会」

2010年7月に、英国政府の福祉制度改革案を掲げた緑書「21世紀の福祉 (21st Century Welfare)」の発表以降、英国の福祉改革はドラスティックに進行している。改革の中心は、「2012年福祉改革法 (Welfare Reform Act 2012)」に基づく「ユニバーサル・クレジット (Universal credit)」の創設と「個人独立支援手当 (Personal Independence Payment)」の導入であるが、障害者雇用支援制度も大きく変化している。

本報告では、英国の障害者雇用支援制度の近年の状況を報告した。

1. 近年の障害者雇用支援政策の推移

2010年5月キャメロン保守党・自由民主党連立内閣が成立以降さまざまな制度が統合されてきている。2010年10月には、「職業準備(Work Preparation)」、「ワークステップ(Workstep)」、「職業導入制度(Job Introduction Scheme)」が、「ワークチョイス(Work Choice)」に統合された。

2011年3月には、「仕事への道 (Pathways to work)」が終了した。

2011年6月には、「雇用ゾーン (Employment Zones)」、「ニューディール (New Deal)」、「フレキシブル・ニューディール (Flexible New Deal)」、「フューチャー・ジョブ・ファンド (Future Jobs Fund)」に代わって「ワークプログラム(Work Programme : WP)」が導入された。

2012年10月には、レンプロイの保護工場 (sheltered workshop) が67年に及ぶ政府が運営する保護工場の歴史を閉じた。

2015年5月キャメロン保守党内閣の成立後、2017年4月には、「ワークプログラム」と「ワークチョイス」を「仕事と健康プログラム(Work and Health Programme)」に統合した。

2019年9月から「集中的個別雇用支援プログラム (Intensive Personalised Employment Support programme : IPES)」がはじまっている。

2. 現在の障害者雇用支援制度

結局、多くの制度が統合され、現状では、大きく3つの制度により運用されている。

(1) アクセス・トウ・ワーク (Access To Work scheme)

①開始年 従来の「施設設備援助制度」や「雇用に要する特別補助機器援助制度」等を置き換えた制度として1994年に創設。現在まで継続中。

②支援内容 支援ワーカーの配置、通勤支援、福祉機器提供、施設改修等

③支援対象 次の条件をすべて満たす人。・イギリス（北アイルランドを除く）に居住している。・障害または健康上の理由で仕事をしたり仕事に行くことが困難・16歳以上・有給の仕事をしている、または、仕事を始めようとしている。

(2) 仕事と健康プログラム (Work and Health Programme)

①開始年 2017年11月にイングランド北西部とウェールズで開始。2018年1月からイギリス全土に展開

②支援内容 雇用ニーズの評価、職業適性の判定、職業斡旋、必要な訓練の実施、仕事における健康上の配慮等の個別支援

③対象者 ・障害者 ・失業し24か月間の失業手当 (jobseeker's allowance 又は universal credit) を請求している人 ・介護者または元介護者 ・ホームレス ・元軍人または軍隊予備役の人 ・現役又は元軍人のパートナー ・難民 ・家庭内暴力の被害者 ・薬物やアルコール依存のため仕事に就けない人 ・元犯罪者で刑期を完了した人 等

(3) 集中的個別雇用支援プログラム (Intensive Personalised Employment Support programme : IPES)

①開始年 2019年中にイングランドとウェールズで開始

②支援内容 専任のキーワーカーと協力して、重度の障害者の個別のサポートを実施 ・6か月の就労支援を含む、最大21か月の支援を提供 ・2027年までに100万人の障害者を雇用する

③対象 1年以上仕事に就いていない障害者

3. 考察

2010年7月、労働・年金省 (Department for Work and Pensions、DWP) が示した政府の福祉制度改革案を掲げた緑書「21世紀の福祉」、2010年11月に示した白書「ユニバーサル・クレジット：機能する福祉制度 (Universal Credit: Welfare That Works)」、2012年2月に成立した「2012年福祉改革法」により、失業者の勤労意欲を高め、福祉制度を合理化し運営費用を削減することを目指す改革が行われてきている。

しかし、近年の障害者雇用支援制度の改革の状況をみれば、確かに制度の合理化は理解できるが、それが、勤労意欲の向上に寄与しているのかは、まだ、不明である。

最近の英国のニュースなどを見ていると、制度改革により福祉手当受給者が手当を受給できずに裁判になっているという記事があったり、下院図書館が制度改革に疑問をはさんでいるというような福祉改革に対する疑問が多く表明されている。

制度改革の効果などについての調査は今後の課題とする。